

再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、大企業、中小企業等の事業者（以下「補助対象事業者」という。）による再生可能エネルギー設備の導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を県が補助することにより、自家消費型の再生可能エネルギー発電等設備の導入を促進し、産業・業務部門における二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「再生可能エネルギー設備」とは、再生可能エネルギー発電等設備又は再生可能エネルギー熱利用設備をいう。
- (2) 「中小企業等の事業者」とは、県内に工場又は事業場を有している者で、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号に規定する会社若しくは個人（同項第2号に規定する政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）又は同項第2号から第11号までに掲げる中小企業者（みなし大企業は除く。）
 - イ その他知事が認める者であって、常時使用する従業員の数が300人以下の者
- (3) 「大企業」とは、前号の中小企業等の事業者には該当しない者をいう。

(補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助金の額)

第4条 補助対象事業者は、再生可能エネルギー設備を導入する大企業、中小企業等の事業者であること。ただし、国、地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する団体を除く。

2 次の各号のいずれかに該当する団体又は個人は補助対象事業者としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
 - (2) 暴力団員が役員となっている団体
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
- 3 補助対象事業は、愛知県内の産業・業務用施設に対し、再生可能エネルギー設備を導入することにより、導入前の施設全体に比して二酸化炭素排出量を削減する事業とする。
- 4 補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助限度額及び補助金の額は、別表1によるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、様式第1のとおりとする。

2 前項の申請書は、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定及び取消)

第6条 規則第6条による補助金の交付決定の通知は、再生可能エネルギー設備導入支援

事業費補助金交付決定通知書（様式第2）により行うものとする。

なお、規則第4条の規定により審査した結果、知事が補助金を交付することが適当でないとした場合は、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付を受ける補助対象事業者が、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第4条第2項第1号から第3号に定める者であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

（交付申請の取下げ）

- 第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内とし、再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付申請取下届出書（様式第3）を知事に提出しなければならない。

（補助対象事業の変更の申請）

- 第8条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書（様式第4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の中止又は廃止の承認申請）

- 第9条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業中止（廃止）承認申請書（様式第5）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

- 第10条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業事故報告書（様式第6）を知事に提出して、知事の指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第11条 規則第13条に規定する補助対象事業等実績報告書は、様式第7のとおりとする。
 - 2 前項の補助対象事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から30日を経過した日と当該年度の2月末日とのいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定通知）

- 第12条 規則第14条により確定した補助金の額は、再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金の額の確定通知書（様式第8）により補助対象事業者に通知するものとする。

（財産の処分の制限）

- 第13条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。
 - 2 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
 - 3 補助対象事業者は、規則第20条の規定により知事の承認を得て前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9）を知事

に提出しなければならない。

- 4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分をしたことにより利益を生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の提出部数)

第 14 条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

(雑則)

第 15 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2022年8月1日から施行する。

この要綱は、2023年6月30日から施行する。

この要綱は、2024年6月3日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象経費	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和6年3月1日環地域事発第2403011号）別表第1で定める費用	
補助率	大企業	1 / 2
	中小企業等の事業者	2 / 3
補助限度額	大企業	750万円
	中小企業等の事業者	1,000万円
補助金の額	<p>次の（1）と（2）とを比較して少ない方の額（1万円未満切り捨て）を補助金の額とする。ただし、太陽光発電設備を設置する場合にあっては、太陽光発電設備の出力（kW）に1kWあたり4万円を乗じて得た額と次の（2）とを比較して少ない方の額、蓄電池を設置する場合にあっては、家庭用（4,800Ah・セル相当のkwh未満）であれば、蓄電池の容量（kWh）に1kWhあたり14.1万円、業務用（4,800Ah・セル相当のkwh以上）であれば、蓄電池の容量（kWh）に1kWhあたり16万円と所定の補助率（1 / 4^{*1}又は1 / 3^{*2}）とを乗じて得た額と次の（1）及び（2）とを比較して少ない方の額を補助金の額とする。</p> <p>（1）補助対象経費に補助率を乗じて得た額 （2）補助限度額 ※1 大企業の場合 ※2 中小企業等の事業者の場合</p>	

- 1 補助対象事業者は、補助対象事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争に付さなければならない。ただし、当該補助対象事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合はこの限りでない。
- 2 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。
- 3 補助限度額は一事業者あたりの補助限度額とする。
- 4 補助金の額の確定にあたっては、補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）を超えないものとする。
- 5 大企業については、低炭素水素サプライチェーン構築の一環として、低炭素水素製造の関連設備として再生可能エネルギー設備を設置する場合に限る。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

愛知県知事殿

〒

住所又は所在地

（フリガナ）

氏名又は名称

（フリガナ）

代表者職氏名

再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付申請書

再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第1-1又は様式第1-2）
 - (2) 補助対象経費に係る見積書（原本又は写し。原則2者以上。発行後3ヶ月以内のもの）
 - (3) 導入機器のカタログ等
 - (4) 図面（全体配置図、導入機器据付図）
 - (5) 登記事項証明書（原本1部。発行後3ヶ月以内のもの）
 - (6) 決算報告書及び確定申告書の写し（直近1年分。事業実績が確認できるもの）
 - (7) その他必要に応じて知事が指示する書類
- 3 暴力団排除に係る誓約
 - 交付要綱第4条第2項第1号から第3号に定める者に該当しないことを誓約します。
- 4 補助対象事業に係る誓約
 - 他の助成・補助事業として採択された事業ではないことを誓約します。
- 5 交付要件について
 - 本交付金の交付要綱及び取扱要領について全て確認し、了承しています。

様

愛知県知事

再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

補助金の額 金 円

- 2 補助対象事業の内容は、年 月 日付けで申請のあった再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助対象事業者は、愛知県補助金等交付規則（昭和 55 年愛知県規則第 8 号）及び再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱に従わなければならない。

年 月 日

愛知県知事 殿

〒

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名

再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由によりその内容を変更したいので、申請します。

記

- 1 変更事項及びその内容

- 2 変更する理由

- 3 補助金交付申請書（写）に変更する内容を修正したもの

- 4 その他必要な書類

年 月 日

愛知県知事 殿

〒

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名

再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る
補助対象事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業について、下記の理由により同事業を中止（廃止）したいので、申請します。

記

- 1 補助対象事業を中止（廃止）する理由
- 2 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
- 3 その他必要な書類

年 月 日

愛知県知事 殿

〒

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名

再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業事故報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

- 1 施設名称及び住所
- 2 補助対象事業の進捗状況
- 3 事故の原因及び内容
- 4 措置
- 5 内容に係る金額
- 6 補助対象事業完了予定年月日
年 月 日
- 7 その他必要な書類

年 月 日

愛知県知事 殿

〒

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名

再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業を完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第7-1又は様式第7-2）
- (2) 決算証拠書類（契約書（請書）の写し、領収書等（施工業者への支払いが確認できるもの）、納品書）
- (3) 補助対象事業の実施状況を示す写真
- (4) その他知事が必要と認めるもの

補助対象事業者 様

愛 知 県 知 事

再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業の補助金の額を、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金の額は、次のとおりである。

補助金の額 金 円

